

ネットとうほく 2019 (検) 第6号-1
2020年(令和2年)3月26日

〒980-0011

仙台市青葉区上杉5丁目8番33号 株式会社仙台放送内
東北・みやぎ復興マラソン事務局 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40
ブライツシティ柏木702号室
内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



申入書兼照会書

消費者市民ネットとうほく(以下、当団体という)は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に係わる調査、研究、検討を行っている消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士・学識者等で構成している特定非営利活動法人です。平成29年4月25日に内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用等に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

貴団体は、東北・みやぎ復興マラソンを開催運営するに当たり、大会規約及び申込規約(大会参加を申し込むに当たり参加者に同意を求める規約)を定めておられますが、この度、当団体に、東北・みやぎ復興マラソン2019申込規約及び大会規約中の参加料・手数料の不返還条項についての情報が寄せられました。またHPを確認したところ、2020年の同マラソンに関しても2019年とほぼ同様の規約が使用されていることが確認できました。

つきましては、下記の通り、2020年の同マラソンの各規約について申入れ、2019年の同マラソンの運営について照会いたしますので、これらについて、本書面到達後2ヶ月以内を目処に文書にてご回答頂きますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本件に関する当団体の活動、及び内容の公表につきましては、別紙「消費者市民ネットとうほくの「申し入れ」等における活動方針と公表ルールについて」に沿って対応させていただきますことを念のため申し添えます。

第1 申入れ事項

1 申入れの趣旨

- (1) 東北・みやぎ復興マラソン2020（以下、「本マラソン」と言います）の下記規約に記載された下記条項ないし部分について、消費者契約法に適合する内容への変更を求めます。

記

申込規約

「2. 主催者の責によらない事由(地震・風水害・降雪・事件・事故・疫病・公共交通機関の遅延等)による開催縮小・中止の際も参加料・手数料等は返金いたしません。」という条項

大会規約

「1. 災害、事件・事故、疫病、公共交通機関の遅延などにより大会を中止、縮小することがあります。なお、中止・縮小の際は参加料は返金しません。」という条項のうち、「なお、中止・縮小の際は参加料は返金しません」との部分

- (2) 本マラソンの下記規約に記載された、下記条項ないし部分について、削除または消費者契約法に適合する内容への変更を求めます。

記

申込規約

「5. 私は、大会開催中に傷病が発生した場合、応急手当を受けることに異議ありません。その方法、経過等について、主催者の責任を問いません。」との条項のうち、「その方法、経過等について、主催者の責任を問いません」との部分

「6. 私は、大会開催中の事故、紛失、傷病等に関し、主催者の責任を免除し、損害賠償等の請求を行いません。」という条項

大会規約

「10. 競技中の事故については主催者で応急処置は行いますが、それ以外の責任は一切負いません。」という条項のうち、「それ以外の責任は一切負いません」との部分

- (3) 本マラソンの下記規約に記載された下記条項の下記部分の削除を求めます。

記

申込規約

「1. 自己都合による申込後の種目変更・キャンセル・権利譲渡・名義変更はできません。また、過剰入金・重複入金の返金はいたしません」という条項のうち「また、過剰入金・重複入金の返金はいたしません」との部分

2 申入れの理由

(1) 1、(1) について

ア 主催者および参加者のいずれの責めにもよらない事由によって本マラソンが中止となった場合、その対価である参加料の支払いは、本年3月31日までに申込受付された場合に適用される現行民法第536条において「当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を有しない。」とされ、参加者は参加料の支払いを拒むことができ、既に支払った参加料も返還を求めることが可能ですから、この場合主催者は、本マラソンへの参加の対価である参加料等を受け取ることができないこととなります。

また、本年4月1日以降申込受付された場合に適用される本年4月施行新民法第536条においても「当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。」とされ、やはり参加者は参加料の支払いを拒むことができ、既に支払った参加料も契約解除の上で返還を求めることが可能ですから、主催者は、本マラソンへの参加の対価である参加料等を受け取ることができないこととなります。

イ しかし、上記1に列挙した各条項は、主催者の責によらない事由で大会が中止となった場合に参加料・手数料の返金を一切行わない旨規定し、民法の適用と異なる合意が定められています。

消費者契約法第10条は、消費者契約につき、「公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする」と規定しています。

民法第536条は消費者契約法第10条にいう「公の秩序に関しない規定」であり、上記各条項が適用された場合に参加者は、参加料等の返還を受けることができず、主催者および参加者のいずれの責めにもよらず本マラソンが中止されたことの危険を負担することとなり、民法第536条の規定に比して消費者の権利が制限されることとなります。

さらに、上記各条項は、マラソン大会が中止となり、支払いを受けていた参加料・手数料等が参加者の登録等実際にかかった費用を超えているような場合でも参加料等は一切返金しないものとする点で、消費者の不利益は著しいものであり、信義則に反して消費者の利益を一方的に害し、消費者契約法第10条に反するものとして無効であるといわざるを得ません。

よって、同条項を消費者契約法に適合する内容とすることを求めます。

(2) 1、(2) について

ア 消費者契約法第8条第1項第1号は「事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項」について、同項第3号

は「消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項」について、いずれもこれらの条項を無効とする旨を定めています。

イ しかし、上記2に列挙した本マラソンに関する各条項は、それぞれ、応急手当の方法、経過に関する責任（申込規約5）、大会中の事故、紛失、傷病等に関する責任（申込規約6）、応急処置を行う以外の競技中の事故による責任（大会規約10）を一切免除することを定めています。

例えば、大会中の誘導ミスにより参加者が一般車両と接触事故を起こした場合などには、安全配慮義務違反として主催者に損害賠償責任が生じることが考えられます。また、応急処置の対応がなされた場合であっても、その処置ないしその後の対応に過失が認められるような場合は、主催者に損害賠償責任が生じる可能性が認められます。

ウ このように、本マラソン契約に伴って主催者が参加者に対して債務不履行責任あるいは不法行為責任を負う可能性は少なからず考えられます。しかし、本マラソンの各規定は、何らの限定（軽過失と重過失を区別するなど）を付することなく主催者の責任の一切を免除する（損害賠償請求をしない）旨定めており、主催者の負う債務不履行責任および不法行為責任の全部を免除するものとして、消費者契約法第8条第1項第1号および第3号に反し無効であるといわざるを得ません。

したがって、同条項の削除または消費者契約法に適合する内容への変更を求めます。

(3) 1、(3) について

ア 本マラソンの申込規約に「1. 自己都合による申込後の種目変更・キャンセル・権利譲渡・名義変更はできません。また、過剰入金・重複入金の返金はいたしません。」と定められています。

イ しかし、過剰入金あるいは重複入金など参加者がその支払義務を超える参加費等を支払った場合には、民法上、その超過支払分は不当利得として主催者に返還義務が生じることになることから（民法第703条）、申込規約の上記条項は、民法第703条と異なる合意を定めたものといえることができます。

民法第703条に基づく返還義務は消費者契約法第10条にいう「公の秩序に関しない規定」であり、上記条項が適用された場合に参加者は参加費等の全部または超過支払分の返還を受けることができず、民法第703条が適用された場合に比して消費者の権利が制限されることとなります。さらに、一切返金をしないとする上記条項は、消費者の利益を一方的に害し消費者契約法第10条に反するものとして無効であるといわざるを得ません。よって、同条項を削除するよう求めます。

第2 照会事項

1 照会の趣旨

- (1) 台風のため開催が中止となった2019年のマラソン大会の運営の収支において、マラソンの運営自体に費消されなかった余剰金が発生しておりますでしょうか。
- (2) (1) について余剰金が発生している場合には、余剰金の使途について御教示下さい。
(上記(1)、(2)の回答に代えて余剰金の有無、使途について把握できる大会の収支報告書の写しの送付をいただいてもかまいません。)

2 照会の理由

2019年のマラソン大会は中止されています。中止の場合でも大会開催準備のために支出した(支出を要する)費用がある一方で、中止によって主催者が支出を免れた金額もあるものと予想され、収支において余剰金が発生している可能性があるものと存じます。また、余剰金はあったが、何らかの目的(震災復興等)で使用しているという場合もあるかと存じます。

第1で記載したとおり、大会準備のための費用等を差し引いた余剰金が生じているのであれば、これらは本来、参加者に返還されるべきものと考えられますので、収支上余剰金が生じているか否か、余剰金が大会準備費用以外に使われているのであればその使途についてお伺いをするものです。

以上